

經濟論叢

第135卷 第3号

前川嘉一教授記念號

献 辞	山 田 浩 之	
日本型福祉社会論における自助と福祉	松 井 栄 一	1
アメリカ労働組合運動と禁酒法	小 林 英 夫	20
友愛協会近代化の内包した矛盾	中 野 保 男	42
賃金水準の社会的統一化政策	大 谷 強	70
タイ労使関係の近代化	ダララット・アナンタナスウォン	92
情報化とソフト労働化における労働の構造	板 東 慧	113
ノルウェー産業民主化プロジェクトと 社会技術システム論	赤 岡 功	135
イギリス鉄鋼業における労務政策の展開	菊 池 光 造	154

前川嘉一 教授 略歴・著作目録

昭和60年3月

京 都 大 学 經 濟 學 會

アメリカ労働組合運動と禁酒法

小林 英 夫

I ま え が き

昨春社会政策学会の折東京の青山通で前川嘉一先生に偶然お会いた。「先生の退官記念号になにを書こうかと迷っています」というと、例の温顔で「随筆でも書いて下さい。そのほうが君らしいから」とお答えになった。その好意の程が嬉しく、早速認めたのがこの一文である。禁酒運動そのものは別段珍しくもないが¹⁾、アメリカのように連邦憲法を修正してまで国政のひとつとしてアルコール飲料を禁じたのは、なんとしても特筆すべきことであろう。酒にたいする個人的嗜好をはなれても、暴挙ともいえるかかる行為がなぜおこなわれたのであろうか。フランスの血をひく自由の女神は、さほど不粋ではなかったはずである。時の大統領ウッドロウ・ウィルソンにしても、その謹厳な風貌に似ず禁酒法に拒否権を発動している。だのになぜ祝福されない子は生れたのであろうか。その秘密を解くひとつの鍵は、おそらくは本来酒好きのはずの労働者の意識と態度の多面性にあろう。マルクスの予言（願望というべきかもしれぬ）にお構いなしに労働者の多くが階級意識よりは体制内意識を選んだように、激しい労働の故に強い酒を欠かせないと想像されるはずのかれらが、かならずしも挙って禁酒に反対したというわけではなく、また反対した場合もその理由はさまざまであった。こうした動きは非常に人間臭いので、経済学などという分析用具を使うと折角の味が台なしになってしまう。やはり随筆の形式がこれには一番ということであろう。

1) 労働者階級の飲酒性向はおそらく万国共通のものであったであろうが、誰もまず思い浮かべるのはイギリスのそれであろう。角山栄・川北稔編『路地裏の大英帝国——イギリス都市生活史』（平凡社、1982年）第9章「パブと飲酒」は、当時の生態をとらえていて面白い。

II 初期の禁酒運動—ボストンの場合

いまのべた労働者の多面性は、19世紀前半のボストンにおける禁酒運動にすでにみられる。1838年4月マサチューセッツ州議会はいわゆる「15ガロン法」(the “Fifteen Gallon Law”)を圧倒的多数で通過せしめたが、その内容は、酒類取扱免許をもつ小売店、酒場、飲食店にたいし15ガロン未満単位の蒸溜酒の販売を認めないというものであった。また15ガロン以上の取引についても、その引渡しは一度にすまさねばならないという制約がある。従来州内の酒類販売にたいする方針は各自治体の裁量に委ねられており、この「地方の裁量」(local option)によりボストン市は酒場、飲食店、食品雑貨店に蒸溜酒販売を許可してきたが、とくにその名物がいわゆる「居酒屋」(“grogshop”)であった。15ガロン法はこの居酒屋を一掃し、その常連客は15ガロン樽を買うか、それとも医者・薬局から適量のアルコールをうまく入手しないかぎり、酒はもう飲めないことになる²⁾。日本流に言えば赤提灯はなくなるし、さりとして販売単位が3斗1升というのでは、庶民の深刻さはよく分るというものであろう。

だが実際のボストン市民の反応はどうも様子がちがう。1年後の15ガロン法の全面実施をひかえて賛否両論があり、市民は当然のことながら沸きたったが、賛成派と反対派がそれぞれ州議会に提出した請願署名数は、前者の64,684名にたいし後者は17,361名であった。賛成派の意識のなかには、18世紀以来の飲酒慣習をローマを亡ぼしたデカダンスと二重写しにしてみる傾向があったと思われるが、それにしても前記の署名数の賛否差は、禁酒運動がたんなるあだ花でなかったことをしめす。その施行とともに禁酒派市民は各区に委員会(メンバーの多くは労働者)を結成して違反者の摘発にあたり、店の鍵穴から客の様子をうかがい、また客を装ってラム酒を注文しては試飲し、違反の事実があれば店主を警察につきだしたというから、なんともやりきれない気がするが、この

2) Jill Siegel Dodd, “The Working Classes and the Temperance Movement in Ante-Bellum Boston”, *Labor History*, Vol. 19, Nr. 4, Fall 1978, pp. 513~514.

あたりに問題の核心があるともいえる³⁾。

もちろん禁酒反対派も黙っているはずがない。有名な「縞豚」(“striped pig”)事件はそのユーモラスな反応のひとつであろう。豚にペイントで縞模様を書いて見せ物とする興行許可を当局よりとり、見物客にはタダ酒をふるまい、酒代としてでなく見物料として1人4ペンスを徴集したというものだが、その抜け目なさは市民の喝采をなくし、居酒屋は競って縞豚を看板に描いた⁴⁾。だがかかるユーモアが社会的事件を象徴することはまれであり、禁酒反対派の実際の行動は、禁酒派の陰險な摘発行為に優るとも劣らぬものであった。

禁酒法違反裁判では、多くの場合告訴状どおり有罪が宣告されたというが、なかには違反摘発者自身が禁酒主義者であったため、実はだされた酒を試飲していなかったという笑えぬ事件もある。それはともあれ禁酒法違反事件の被告に不利な証言をした証人たちが、禁酒反対派の報復の対象となることは自然の勢であって、洋服地商ジョン・マンレーの店舗襲撃や表具屋アサ・サベルズにたいする暴行事件などは、その代表例であろう。暴動の珍しくなかったジャクソン時代のアメリカがその背景にあるにせよ、かかる行為の特徴は、それが慣習的文化の擁護を目的としており、通常の経済的解釈では律しきれないという点にある⁵⁾。

その証拠は法廷の登場人物のなかにあり、具体的には15ガロン法違反者に不利な証言をしたものを情報提供者 (Informers) として一括し、他方かかる違反者に有利な証言をしたもの、禁酒派にたいする暴行事件の被告、およびかかる被告に有利な証言をしたものを暴力行使者・同情者 (Mob & Friends) として一括し、この両グループをさまざまな角度から比較検討することによって、それはえられる。たとえば職業構成からみると両グループは似ており、当時の中産階級というべき熟練職人と小商人が、いずれのグループでも半ば以上をしめる。だが財産所有からみると両グループにかなりの差異があり、なにほどか

3) *Ibid.*, pp. 515, 516.

4) *Ibid.*, p. 516.

5) *Ibid.*, p. 519.

の財産（ほとんどは5,000ドル未満）をもつものの比率は、情報提供者グループについて27%、他のグループについて9%であった。以上の2点からいえることは、情報提供者グループには概して親方職人（masters）や富裕商人が多く、暴力行使者・同情者グループには概して雇われ職人（journeymen）や限界の自営者が多いということであろう⁶⁾。だがその差異は比較上ないし傾向上のものにすぎない。

差異が歴然としているのは、その後の社会的経済的地位の上昇にかんしてであって、かかる上昇をしめたものの比率は情報提供者グループについて44%、他のグループについて8%であった。禁酒派は、禁酒信条こそがかかる上昇の原因だったというが、もちろん両者の因果関係は明らかでない。

両グループを区別する重要な変数は、むしろその居住地域の違いにあるらしい。情報提供者グループは主として新興住宅地域に住み、他のグループのほとんどは、売春宿や酒場などを連想させる伝統的な水辺地域に住んでいたが、この両地域はおなじボストン市内でも異質だったからである⁷⁾。だがこれとても逆の居住者がいるので、単純化は危険であろう。

もっと明瞭な差違は、両グループの文化的特性（団体所属）にみられる。とにかく当時は各種団体加入熱の高かった時代らしいが、情報提供者グループの半数がひとつないし複数の団体（その加入者数の順位は多い方から禁酒、共済、消防、慈善）に加入していたのにたいし、暴力行使者・同情者グループのそれは14%（複数団体加入者はなく、その加入者数は多い方から慈善、消防、共済、禁酒の順）にすぎなかった。加入者数よりみた団体の順位が、両グループでまったく逆なのは特徴的である。しかも、ボストンはともあれ一般には、道徳改革運動の底辺では労働者階級の「忠誠分子」（“loyalists”）が積極的に活動していたのである⁸⁾。

6) *Ibid.*, pp. 521, 522.

7) *Ibid.*, pp. 522~523.

8) *Ibid.*, pp. 525~526.

だが団体所属のうちでもっとも注目すべきは教会所属であろう。単純な数字をあげれば、教会員名簿に記載者は情報提供者グループの半数（その半数は組合教会派）をしめたが、他のグループについては13%にすぎなかった。もっとも教会各派の禁酒にたいする態度には差があり、組合教会派は教区ごとに禁酒団体を組織し、浸礼派もまた禁酒派を多く擁したが、新生の信仰厚きメソジスト派は、信仰復興の手段として禁酒運動に頼るという必要もなく、したがって禁酒派はすくなかったという事実はある。驚くべきは、ボストン上流階級の宗派たるユニテリアン派の一部牧師が労働者のための道徳改革として禁酒と奴隷廃止を強く主張し、その担当するホリス街教会には禁酒派労働者の中核が群がっていたことである。その代表的存在のジョン・ピアポント牧師は結局その地位を追われることになるが、同牧師を支持したのは労働者と小商人であり、それをひきずり降ろしたのはウイスキー業者や富裕商人であった⁹⁾。

結局のところ禁酒運動を真に理解するための視点は、階級的経済的なものよりは文化的なもの（居住地域、宗教的信条、所属団体など）であろう。ただし禁酒にたいする労働者の態度についていえば、単純な賛成反対のいずれにも分類できない第三の立場もある。1835年のボストンの大工・石工などによる有名な10時間回状がそれであって、同回状は、酒の奴隷となることの原因をなによりも資本の奴隷たることに求め、その解放手段として10時間制の確立をうたっているのだが、そこには過飲にたいする嫌悪はあっても、飲酒そのものにたいする道徳的な価値判断はどうもとぼしい。なお前記の情報提供者グループに属する熟練職人が大工、石工、石切工などであったことは、禁酒運動の複雑な性格の一端をしめすものであろう。

以上のようにみると、禁酒をめぐる当時のアメリカ労働者の思想行動類型としては、第1に禁酒を自由な生活への歓迎すべからざる強制とみるもの、第2に過度の飲酒と過度の労働との因果関係の打破をめざすもの、第3に禁酒は個人の道徳的向上をもたらす故他人に強制するに値するとみるもの、の3者があ

9) *Ibid.*, pp. 527~528.

げられる¹⁰⁾。労働者は多面的だということであろう。

III 禁酒運動の発展

ボストンのことを少し長く書きすぎたが、それは禁酒運動の原型がそこにみられたからである。いずれにせよ問題の15ガロン法は短命であって、1840年2月には廃止となった。そのためボストンの禁酒運動は一時頓挫をきたすが、その播いた種子は徐々に芽をだし、南北戦争にいたるまで労働者階級のなかに浸透をつづける。ちょうどその時期は、文字どおりの禁酒法が1846年のメーン州を皮切りに1856年までに13州に制定されるにいたった時期でもある。

南北戦争が始まると禁酒運動は下火となるが、この時期に酒が最高の税収源であることを連邦政府が発見したのは、皮肉なものである。かくてウイスキー・ビジネスは成長して政治と癒着し、それがまた禁酒運動を復活させる。南北戦争後の禁酒運動が以前のものと違うところは、それが政党をもったことであろう。1869年9月シカゴに20州から禁酒運動家500人が集まったとき、政党の必要性の認識はかならずしも一般的でなく、禁酒党 (the Prohibition Party) 結成の決定が過半数すれすれだったことは、銘記しておいてよい。ただし夫の過飲の最大の被害者が妻だということもあり、前記の大会がアメリカ最初の男女対等の政治集会となったことは、偶然にしても歴史上の功績を主張しえよう。

1872年禁酒党は始めて大統領選挙に候補をたてて惨敗した (得票数 5,607)。以後毎回候補をたて、1884年には得票約15万の大躍進をとげるが、それは、南北戦争の退役軍人だった J・P・セントジョン大佐なる候補者の個人的人気による。1892年には得票数を党史上最高の27万にのぼすが、その年の党公約には婦人参政権、通貨改革などの非禁酒項目がふくまれていたから、それが禁酒信条普及のバロメーターとはただちにいえない。禁酒党の政治力はさほど強大ではなかったが、重要なのは党外組織として1874年に婦人キリスト教禁酒同盟 (the Women's Christian Temperance Union, 略して WCTU) が、また1893年

10) *Ibid.*, p. 530.

には酒場反対連盟 (the Anti-Salloon League) がそれぞれ組織されたことであろう。前者とならんでプロテスタンティズム教会の絶対禁酒 (temperance というよりは teetotalism) の組織活動がみられ、後者は既存の禁酒運動の調整機構をめざしたものだが、両者とも党の衛星組織として機能したのであって、党の成果は両団体の成果にほかならなかった。とくに酒場反対連盟はメソジスト派のジェームズ・キャノン僧正が指導したが、のちの連邦禁酒法の制定はキャノン個人の力に負うともいわれる¹¹⁾。

それにしても20世紀に入った1906年時点では、18州が禁酒法制定の経験をもっていたが、すでに禁酒の波は去りつつあり、この年お禁酒法を維持していたのは3州にすぎなかった。禁酒法の成功しなかった理由は簡単であろう。日本の江戸時代の儉約令を想起するまでもなく、個人の消費生活の規制には大方の同意と協力が不可欠だが、その点をうまく処理しようとしたのが、地方裁量方式による禁酒であった。だが一地方の孤立的禁酒措置など実施しとおせるわけではなく、州レベルの禁酒要求のでてくるのは当然のことであろう。結局は日時と場所をかざる部分的禁酒法がまず生れ、ついで全面的な州禁酒法が登場し、連邦憲法修正の前年(1918年)までに州の半ば以上がかかる禁酒法ないし州憲法修正を有していたという。だがその実施上の難点は地方裁量時代と基本的にかわらない。禁酒支持者の本音も建前とちがう場合が多いし、法違反を取り締まる地方官吏もその本音部分には立ち入りづらい。議会が禁酒法実施のための特別コミッショナーを知事に任命させようとする、州最高法廷はそれを違憲としてしまう。また州法では他州よりの酒類の持ち込みは防ぎようがない。この最後の点については連邦法による是正がおこなわれたが¹²⁾、抜本的な解決をするものではなかった。禁酒運動がその標的を連邦禁酒法の制定としたのは、

11) ここで必要とされる程度の禁酒運動(禁酒党をふくめて)の歴史については、*The Encyclopedia Americana*, Vol. 22, pp. 638~640の記述で充分であろう。

12) 具体的には1890年の the Wilson Original Package Actと1913年の the Webb-Kenyon Actとであって、前者は酒類の持ち込まれた時点で持ち込まれた州の法律のそれへの適用を認め、後者は法律に違反することを意図して酒類の州際移送することを禁じたものである。

運動論としては当然の帰結であろう。

だが大きな歴史的視点にたつと¹³⁾、禁酒立法のごときも「ザ ビッグ チェンジ」のひとつにすぎない。いいかえれば、いままでうっ積していた「アメリカの良心の反抗」である。セオドア・ルーズベルトは、大統領就任直後の1902年2月にシャーマン法によりノーザン証券会社を起訴してモルガンに煮え湯をのませたが、この金権打倒の一打が「良心の反抗」の口火となった。ルーズベルトをついだウィルソンは、もっと理想主義者ふうであった。この社会改革十字軍はアメリカの参戦を機に自由の十字軍と化し、その自由への情熱は第2次大戦時以上だったという。だが大戦が終って十字軍精神の燃えつきてのちに、その精神の塊のような連邦禁酒法が生れたのだから、当時のアメリカ人は一体なにを考えていたのかといたくなる。

歴史のうねりがそうだとしても、身近な視点がまだのこされている。ポストンの分析のしめすように、キリスト教会と禁酒運動との関わりは密接であったが、教会と労働者階級との関係は、一部の禁酒派労働者をのぞくとさほど良好でなく、ときには敵対的でした。その関係は20世紀に入っても基本的には変わっていない。いわば労働者にすれば、キリストにたいする基本的な信仰は捨てないが、教会組織そのものは資本家に奉仕する偽善的存在にすぎず、もし救いを求めるとしたら、それは社会主義であり、酒場であり、労働組合だというのである¹⁴⁾。教会と労働者との和解が望まれるというものだが、そのために歴史の用意した人物の1人が、いうまでもなくチャールズ・ステルズルであった。その活躍したのが前記ルーズベルトの時代だったことは、見事な符牒よったものというほかはない。

ステルズルは、キリストにしてもモーゼにしても労働者とは無縁の人物でな

13) アメリカの歴史書は数多いが、ここでのテーマに即していえば、名著“Only Yesterday”で知られるジャーナリストの筆致がもっともびつたりする。フレデリック・ルイス・アレン著、河村厚訳『ザ ビッグ チェンジ—アメリカ社会の変貌—1900～1950年』（光和堂、1979年）第2部第1章「アメリカの良心の反抗」と第4章「旧秩序の小春びより」の一部をみよ。

14) George H. Nash III, “Charles Stelzle: Apostle to Labor”, *Labor History*, Vol. 11, Nr. 2, Spring 1970, p. 154.

いことから説きおこし、労働組合と教会とは非利己的な道徳的社會改革をめざす点で共通の基盤にたつことを強調し、当時の労働要求（年少労働の廃止、労働時間短縮、労働災害補償など）を道徳的に支持したのだが、他面では競争を人類進歩の法則の基本と信じたのであって、その意味では強烈的な倫理的個人主義者であった。賢明にもステルズルは、クローズド・ショップなどの組合戦術には沈黙を守った。こうしたステルズルの思想と態度に加えて時代の影響もあり、労働組合界はかれに好意的な対応をしめた。たとえば AFL は、1896年には内部での宗教論議を排したというのに、1906年には最初の教会代表としてステルズルを大会に招き、また機械工組合員でもあったかれを内部の各種委員会の委員に任命し、さらに1909年にはステルズルの説くレイバー・サンデー（Labor Sunday）案を満場一致で承認した。AFL ローカルによっては、大挙して教会参りするものがでたりした。1903年から1913年までの10年間は、まことにステルズルのよき時代であった¹⁵⁾。

かかるステルズルの成功の原因については、かれの社会的発言力とその機械工出身という背景もさることながら、労働運動の側にもそれなりの事情があった。騎士団にせり勝ってビジネス・ユニオニズムに自信をもちえた AFL ではあったが、それで能事足れりとするにはなお満たされないなにかがあり、AFL としては、労使の積極的対話を追求しようとして全国市民連盟（the National Civic Federation）に接近していたのである。これはステルズルの発想と一致する。さらにステルズルもかのゴンパーズとともに正規の教育をうけず、中産階級的な社会改良主義に不信を抱いていたというが、これもステルズルと AFL との接近に多少は貢献したかもしれぬ¹⁶⁾。

いずれにせよ労働者階級とキリスト教会との距離は、多少は狭められたとみるべきであろう。1920年代にはステルズルは禁酒の擁護者となるが、そのときにはかれの影響力はすでに失われていたのである。

15) *Ibid.*, pp. 158, 159, 161. 162~163.

16) *Ibid.*, pp. 164~166, 167.

IV 労働組合と連邦禁酒法の成立

労働者の禁酒にたいする意識と態度がボストンの事例のように多面的だったとして、それではかかる労働者を組織する労働組合は、禁酒運動にどう対応したのであろうか？ その対応の過程ででてきた考え方を羅列的に整理すれば、それはつぎのような4つの立場に要約されよう。

その第1は、禁酒は個人の領域に属する問題であって、労働組合はこれに関与すべきでないとする立場である。これは、労働生活条件の維持改善という通常の組合格規定よりする総論的帰結というべきであろう。その第2は、禁酒それ自体は個人の領域の問題だが、それが労働者の生活権を脅かすのであれば、禁酒反対は労働組合の本来的活動だとする立場である。これは労働組合の性格規定よりする各論的帰結というべきであろう。その第3は、工場内の昼食時におけるビールやワインは、ヨーロッパからの移民にとっては旧大陸以来の労働生活慣行ないし権利であって、労働組合がそれを守るのは当然だとする立場である。これは労働生活条件の拡大解釈というべきであろう。その最後は、立法による禁酒は民主主義の根幹をなす個人の自由の侵害であって、民主主義の担い手たる労働組合は当然それに反対すべきだとする立場である。これは労働組合の政治的社会的使命論というべきであろう。ところで現実の組合運動はいわば総論ではなくて各論であるから、以上のうち第1の立場のもつ現実的意義はとぼしい。第2と第3の立場は部分的ないし特殊にすぎる。第4の立場こそが組合による禁酒運動のもっとも共通的なものであろう。

〔1〕 第1の立場 これはゴンパーズや AFL について、とくに第1次大戦前にみられる。ゴンパーズの場合、酒好きでかつ権力の介入を嫌うアナーキスト的の性癖もあり、酒のうへの不節制を個人の問題とみたのは当然であろう¹⁷⁾。

17) Nuala McGann Drescher, "Organized Labor and the Eighteenth Amendment", *Labor History*, Vol. 8, Nr. 3, Fall 1967, p. 290. なおゴンパーズの酒好きとアナーキスト的の性向についてはゴンパーズ自伝その他の研究書によって通説化しているが、アナーキズムそのものだったかは慎重を要する。

J・A・ロビンソンなる人物は、1914年9月3日付のゴンパーズ宛の手紙¹⁸⁾のなかで1908年頃の回想を語っているが、それによるとゴンパーズは当時アメリカ音楽家同盟副会長に「酒の問題はモラルの問題であって労働問題ではない」と語り、コロンバス労働総同盟の大会代議員にも同趣旨のことを語ったという。レストランや酒場での演奏を生活手段とする音楽家にしてみれば、ゴンパーズの発言は重大であったであろう。一方ゴンパーズにしてみれば、禁酒のような意見の一致しがたい問題に AFL を関わらせたくないとの実際の配慮もあったであろう。それはともあれ AFL も、かかるゴンパーズの立場を了とし、かの婦人キリスト教禁酒同盟 (WCTU) からの度重なる飲酒反対決議の採択要請にたいしては、AFL としては酒の弊害をよく知ればこそ、飲酒原因たる貧困の除去のごとき物質レベルの活動をつうじて節制に寄与したいと宣言し (1895年および1897年)、逆に組合ラベル付き製品の購入方について協力依頼までしているのである (1900年)¹⁹⁾。

〔2〕 **第2の立場** これはもっとも理解しやすいものであろう。ビールなどの酒類製造労働者、製ビン工、桶職、バーテンダー、ウエイター、煙草・葉巻工、音楽家などが禁酒の影響をうける直接間接の当事者であったが、最大の直接被害者がビール労働者であって見れば、積極的な禁酒反対運動を展開した唯一の全国組合がビール醸造労働者組合 (the Brewery Workers Union, 略して BWU) であったことは当然であろう²⁰⁾。

18) J. A. Robinson's letter to Samuel Gompers, dated the 3rd of September, 1914. ロビンソンの肩書は AFL オーガナイザー。なお本論文で直接引用する手紙はすべてウィスコンシン州歴史協会の所蔵する *AFL Papers, Series 11, Files of the Office of the President, File A, Samuel Gompers Papers, Correspondence* (micro-film) による。アメリカ労働史研究にとって同協会は資料の宝庫だが、その概観については Harold L. Miller, "Labor Records at the State Historical Society of Wisconsin," *Labor History*, Vol. 23, Nr. 4, Fall 1982 のような便利な手引がある。

19) *American Federation of Labor, History, Encyclopedia, Reference Book*, Greenwood Press, Vol. I, p. 339.

20) Drescher, *op. cit.*, pp. 284~285. ビール労働組合が禁酒反対運動にいかにも腐心したかは、組合員の有権者登録をチェックし、投票活動に関心を払い、1914年には反対運動のための特別の部を設置したことからも理解できる。

この BWU の禁酒反対運動について特筆すべきは、それが脱社会主義と結びついたことであろう。もともと AFL と労働騎士団に二重加盟していた BWU が騎士団を脱した(1896年)のも、AFL からの圧力もさることながら騎士団のテレンス・パウダリたちの禁酒支持論の故であった。それ以来 BWU が禁酒運動によって揺さぶられつづけたというのに、BWU 執行部の支持する社会党は、禁酒反対の政治勢力としては弱くて頼りにならず、そのため禁酒反対の強力政党たる民主党およびそれと結ぶ AFL の圧力方式に一般組合員の注意がむけられたのは、自然の成り行きであった。禁酒反対の推進のためにビール業者大会に BWU 代表が出席して連帯をしめたことも、BWU の階級闘争的性格をかなり弱めた。ドイツからの移民を主とし、そのドイツ的伝統の故に第1次大戦前とくに中西部の社会主義勢力として知られた BWU は、その後急速にアメリカ的価値観を身につけていくのだが、その意味でもアメリカの禁酒運動は、すぐれてアメリカの効果を発揮したものといえよう²¹⁾。

BWU 以外に第2の立場をしめすものとして、若干の電報と手紙があげられる。バーテンダー組合第657支部のジョージ・ミッチェルは、1918年1月16日付ゴンパース宛の電報のなかで²²⁾、ワイオミング州国防会議が州内の酒場閉鎖(労働者の勤勉促進)により40%の増産が可能であると大統領に打電したことにふれ、挙国一致すべきときに憎悪の種をまくとは何事かと怒りをしめし、最後に AFL 会長にたいして失職対策への援助を要請している。

直接の禁酒ではないが、遊興施設への諸種の制限的措置も同様のものと考えてよい。G・N・ウェーバーの1918年1月16日付ゴンパース宛の電報は²³⁾、遊興施設の午後10時以降営業禁止というニューイングランド燃料委員会の決定が音楽家の職を奪うとし、ゴンパースの助力をもとめている。ほぼおなじ頃(月日は不詳) ニューヨーク市のレストラン経営者協会は関係当局の責任者に手

21) John H. M. Laslett, *Labor and the Left, A Study of Socialist and Radical Influences in the American Labor Movement, 1881~1924*, Basic Books, 1970, pp. 11, 32~33, 33~34, 40 44~45.

22) G. Mitchell's telegram to Samuel Gompers, dated the 16th of January, 1918.

23) J. N. Weber's telegram to Samuel Gompers, dated the 16th of January, 1918.

紙²⁴⁾を送り、レストラン閉店時間を現行の午前1時から午後10時に繰り上げようとする動きについて、つぎのように抗議している。すなわち10時以降は余熱でかなり営業できているので、その後の3時間で消費する石炭はニューヨーク市全体で50トンにも満たない。すでに広告装飾灯の消灯などで燃料節減に協力している。さらにレストランは店内で赤十字募金や戦時貯蓄切手の発売に協力している。レストラン業者やその従業員の納税額もすくなくない。もし10時閉店を強行すれば以上に支障をきたすだけでなく、多くの失業を生みだし、市の福祉活動に圧迫を加えよう。さらにレストランの倒産が続出すれば、不動産市場は恐慌をきたすであろうと。なかなか大仰な手紙だが、事態の重大さは理解できる。同年同月18日付のビール・ソフト飲料労働組合のゴンパーズ宛の手紙²⁵⁾は、さほどの誇張がないだけに深刻さがよくわかる。それによれば、各州・都市の燃料局がビール生産者への石炭供給を制限したため、業者は強制休業に追いこまれ、麦芽の大量ストックの腐敗のおそれのために倒産寸前の状況にあるという。そこで手紙は、もし労働者が争議行為で業者をこのような状態に追いこめば反逆者とされるのに、役所ならそれができるとはどういうことかと問い、ゴンパーズが大統領に直言してほしいと訴えている。

〔3〕第4の立場 第3の立場は省くとして²⁶⁾、労働界全体を禁酒反対運動に走らせたのは第4の立場であろう。かのBWUも、その禁酒反対運動の展開にさいしては全国各地に労働組合自由連盟 (the Trades Union Liberty

24) The Restaurateurs Society's letter to J. A. Wiggins.

25) The Letter to Samuel Gompers by Joseph Proebstle, General Financial Secretary of the United Brewery and Soft Drink Workers, dated the 18th of January, 1918. すでに前年BWUは、ソフト・ドリンクその他の縄張りをAFLより得ていた。

26) 第3の立場の証拠は数少ないが、その明白な例は、1919年6月のAFL大会が当時議会で審議中のボルステッド禁酒法案の修正(アルコール含有量24%の弱いビールの適用除外)を決議し、ゴンパーズ他大会代議員が大挙してワシントンに陳情におもむいた折、上院司法委員会のメンバーにたいしておこなったゴンパーズの主張であろう。AFL大会の主張は「1日の労働の後に1杯のビールを飲む労働者の法的権利」にあったが、ゴンパーズはそれをさらに発展させ、自分の葉巻工時代の「埃っぽい濁った空気の工場の昼食時の1杯のビール」の味を強調し、工場の昼食にさいして軽いビールやワインを飲む権利を訴えたのである。Bernard Mandel, *Samuel Gompers*, The Antioch Press, 1963, p. 493 をみよ。

League)を設立せしめる努力をしたが、連盟そのものはあらゆる産業の労使をもって構成し、なによりも個人の自由という不可譲の権利の擁護を目的としたものである²⁷⁾。それはともあれここで注目すべきは、AFL のような巨大組織が禁酒のような本来的には個人の領域の問題についてひとつの方向に動きだすには、それなりのプロセスと時間を要するということであろう。

AFL のような一枚岩でない連合組織は、とくに個人の節制といった問題についてそう簡単にコンセンサスをつくれるものでない。当初 AFL は、禁酒運動からの働きかけにたいして物質的改善の努力をつうじて協力したいと回答したが、これが限界というものであろう。だがそれでは取まりがつかず、組合集会は酒場で開かないようにするという程度の方針はとった(1904年～1909年)²⁸⁾。禁酒の空気は AFL に徐々にしのび寄ってきたが、それにひとつの枠をはめたのが、例のステルズルとゴンパーズとの小さな取引である。

1909年 AFL 大会では、BWU が禁酒反対決議案を提出してその採択を求めてきたが、その採択が AFL を禁酒反対陣営にはっきりと追いやるとみたステルズルはゴンパーズにたいし、もし同決議の採択を未然に防いでくれるなら、その代り自分の酒場反対運動を放棄してよいと提案したのである。ゴンパーズは一旦は拒否したものの結局は応じた。AFL 大会の席上 BWU 提出決議案の棚上げについて追求されると、ゴンパーズは政治問題の討議は規約違反であると逃げたが、BWU などの禁酒反対勢力は、ここに AFL の裏切りを感じたという。ゴンパーズにとっては、組織分裂のおそれが取引の唯一最大の理由であったと思われるが、それにしても AFL の公式の禁酒反対決議はその10年後のことであったから、この取引は長く尾をひいたことになる²⁹⁾。

ゴンパーズ個人は多分にハムレットであった。酒の問題が個人の領域に属するにしても、その領域に侵入してくる禁酒運動は放任しておけない。それに業

27) Drescher, *op. cit.* p. 285.

28) *Ibid.*, p. 287.

29) *Ibid.*, p. 288. ただしドレッシャーは、憲法修正第18条をめぐる運動におけるステルズル対ゴンパーズ取引の意義は「明らかではない」と慎重である。

巻工組合副会長としての立場もあり、葉巻が酒場で委託販売されている現状は保たねばならない。また禁酒をめぐるどの陣営にとってもゴンパーズの名は利用価値があり、勝手な使われ方がされる。たとえば、その事実もないのにゴンパーズが禁酒派の講演依頼を断ったとか(1913年)、ゴンパーズは禁酒運動は失敗であって同調しないと語ったとか(1910年)という類のニュース報道が、そうである。『フェアプレイのチャンピオン』紙(1914年4月18日付)は「労働者、禁酒に反対」との見出しで長々とゴンパーズの態度を報じたが、それはゴンパーズ自身にいわすれば「自分の言葉とってよいのは50語もない」代物だったらしい³⁰⁾。もっともホブセン下院議員のように「憲法による禁酒全国委員会」メンバーへの正式推挙を申し入れてきたものもあるが(1914年8月)、ゴンパーズはそれを鄭重に断っている³¹⁾。

ゴンパーズの当惑とは別に、以上の動きは、AFL にたいしなんらかの禁酒にかんする公式態度の表明を迫ったようだ。1914年11月 AFL の組合ラベル部は禁酒反対の態度を表明し(ただしこれは試揚気球だとの見方もある)、翌年初め AFL 機関紙は、労働者を酔払い扱いする禁酒派の態度を攻撃した。ゴンパーズ自身は、AFL 会長の資格で BWU のために禁酒反対の演説旅行(スポンサーは AFL)をおこない、ビール製造業者協会とも禁酒反対戦術上の会談をもったという。かくして1916年までに禁酒反対は、AFL の公式方針でないまでもゴンパーズの公式立場となり、翌17年には AFL は、非公式ながらもはっきりとした禁酒反対陣営の一員となった³²⁾。

アメリカの参戦は1917年4月だが、その直後の国防会議医務総局は、軍キャンプ内とその周辺における陸海兵士の酒類禁止および戦時禁酒法にかんする決議をおこない、それを同会議の諮問委員会に付した。諮問委員であったゴンパーズは、席上理事のひとりをも名指して攻撃し、禁酒措置への怒りを爆発させた

30) *Ibid.*, pp. 290, 291~292.

31) Samuel Gompers' letter to Representative Richard P. Hobson, dated the 3rd of September, 1914.

32) Drescher, *op. cit.*, pp. 292~293.

というが、かれの啖呵はその禁酒反対論をうまくしめす。要は、兵士に禁酒徳目をお説教した前例がどこにある；キリストの治める至福千年は未来の話である；生身の人間が相手だというのに、アメリカの男女の同意もえずに禁酒を押しつけるとは何事か、というわけである。国防会議は、そこで酒の「禁止」を「コントロール」に訂正したという³³⁾。

1918年連邦議会は戦時措置として酒類の製造販売を禁じたが、それとは別に連邦禁酒法をもとめる多年の運動は根強く、前年12月議会は連邦憲法修正第18条（醸造を目的とするアルコールの製造、販売、輸送の禁止）を通過せしめた。各州は当然その批准が求められたわけだが、1918年2月ゴンパーズは求められるままにニューヨーク州議会で批准にかんして証言し、飲酒は一部の弊害を理由に禁止することのできぬ正常な行為であり、かつ権利であることを強調した³⁴⁾。同年6月ゴンパーズは、連邦上院農林委員会で同委員会起草の禁酒法案（ウイスキーの販売とワインの製造販売は向う1年間認めるが、ビールの生産販売は90日間のみ認めるというもの）について意見をのべたが、同月28日付で議員各位にその意見のコピーを送り、反対を訴えた³⁵⁾。その論旨は、富者の飲料たるウイスキーならびにワインと労働者の飲料たるビールとを差別して扱うのは不正かつ不当であり、これでは国民の一致団結は覚つかない；禁酒した同盟国が他にどこにある；大統領が禁酒の必要性を真に認めて訴えれば、そのときは国民もしたがうだろう；それまでは禁酒立法は戦争の勝利を妨げるものだ、というにあった。

ゴンパーズの前記訴えにたいする反応は正確にはつかみがたい。エドワード・C・リトル議員は7月3日付で返事³⁶⁾をよこし、自分の提案して成立した

33) Mandel, *op. cit.*, p. 491.

34) *Ibid.*, p. 492. 重要なことは、この時点ではゴンパーズはまだ「自分は全 AFL を代表しているのでなく、ニューヨーク州総同盟を代表しているのだ」と形式論をふりまいていたことであろう (Drescher, *op. cit.*, p. 295)。

35) Samuel Gompers' letters to Senators, Representatives and others, dated the 28th of June, 1918.

36) Representative Edward C. Little's letter to Samuel Gompers, dated the 3rd of July, 1918.

戦時禁酒法こそは「唯一の真に健全かつ合憲の禁酒法」であって、もしゴンパーズが他の禁酒立法に反対だというのであるなら、自分の前記法律は支持してほしいとのべている。エドモンド・プラット議員は、ゴンパーズに同意したいが、炭鉱夫が日曜日に酒を飲んで月・火曜は使いものにならないとの炭鉱主の苦情もあるので……と歯切れの悪い返事をしている³⁷⁾。だがそれ以外の残された書簡は、総じてゴンパーズを支持している。禁酒にかんするゴンパーズ宛の書簡68通（そのすべてが前記ゴンパーズの訴えにたいする返事ではないが）の結論部分だけの抜粋記録³⁸⁾が残されているが、これなどはその例であろう。そのなかの傑作を若干あげれば、「IWW がソビエト政府の設置をシアトルに夢みしたのは、禁酒にたいする同地の労働者の不満の故である」、「フランスは戦時といえどもワインとコーディアルを欠かしたことがなかった」、「いま最高潮の麻薬慣習の原因は禁酒にある」、「組合運動の進歩は、アルコール飲料のある場合のほうがない場合よりも1000倍は早い」、「禁酒を葬れるのはウィルソン大統領とゴンパーズの2人のみである」といった調子である。

前記の最後の手紙におだてられたわけでもなかるうが、1919年10月20日付でゴンパーズはウィルソンに一筆したためた³⁹⁾。すなわち、アメリカ市民がボルシェビキや IWW などの反政府分子に転じるのを防ぐためにあえていう。国民が発言や投票の機会もなく一方的に禁酒を押しつけられるのは不当であり、それは革命的復讐を助長するだけである。ピッツバーグの鉄鋼匠延工も自分に手紙を寄せ、「熔鉱炉で働く労働者からなぜビールを奪う？ 自由は賃金よりも大切であり、現在の労働紛争は IWW や赤色分子のせいではない」と訴え

37) Representative Edmund Platt's letter to Samuel Gompers, dated the 1st of July, 1918.

38) Extracts from letters to President Gompers against Prohibition. なおこの第1頁には1918年7月との書き込みがあり、その年月部分にファイルされているが、1919年の手紙の抜粋も多くコピーされている。

39) Samuel Gompers' letter to President Woodrow Wilson, dated the 20th of October, 1919. すでにその前年にもゴンパーズは大統領宛に直接訴えているが、そのなかで注目すべきは、国家がドイツおよびオーストリア系市民にたいしてすでに戦争遂行上多くを求めているのに、かれらに重ねて犠牲（天性の一部ともいふべきアルコール飲料の消費の放棄）を求めるときでないとして（Drescher, *op. cit.*, pp. 294~295）。

ている。禁酒は階級憎悪を生む。ついでには憲法精神に富むアメリカ人が、自己の同意できぬ法律に違反したとの理由で犯罪者となるというようなことは、おこらないようにしてほしいと。

さてゴンパーズはかく訴え、ウィルソンも拒否権を発動し、そして2人とも敗れた。

〔4〕連邦禁酒法の成立 さて話は前後するが、1917年12月連邦議会を通過した憲法修正第18条は、1919年1月までにすでに $\frac{3}{4}$ 以上の州の批准をえており、1920年1月から効力を発することとなった。戦時禁酒法的な発想からすれば、世界大戦も終わったのになにを今更というところだが、前世紀からの息の長い禁酒運動にとっては、いよいよ仕上げ時にきたともいうべきだったのであろう。本来なら陣笠議員で終るべき⁴⁰⁾アンドリュース・J・ボルステッド議員は、アルコール含有量 $\frac{1}{2}$ %以上という到底酒ともいえないものまで禁じる法案を起草したことで、その名を後世にとどめることになった。時流とは恐ろしいもので、その行き過ぎの故に前記法案は、1919年10月28日あれよあれよという間に成立してしまったのである。

それにしても AFL の反対運動ははたして適切だったのだろうか。この設問は、ボルステッド法を阻止しうる適切な運動がありえたということを前提にしているが、その前提の当否の判断はむづかしい。運動そのものとしてみれば、禁酒のような本来的な組合要求とは無縁といえる問題について、よく結束できたものだとの見方も可能であろう。もちろん結束の契機としては、反組合的雇主が憲法修正第18条の推進者だったことや、雇主には節酒能力はあっても労働者にはないとするバターンリズムが、労働者階級を怒らせたという事実はあろう⁴¹⁾。さらに雇用の確保や自由の擁護は、運動の大義名分として十分なものであろう。だが AFL 執行評議会にはダンカンやミッチェルのような熱烈な禁酒論者がいた⁴²⁾、また AFL 加盟組合のなかには、大工組合のようにオーブ

40) *The Encyclopedia Americana*, Vol. 28, p. 227.

41) *Drescher, op. cit.*, pp. 281~282.

42) 対外的に公的立場を表明するには執行評議会は全会一致を必要としたので、熱烈な禁酒論者ノ

ン・ショップ政策に比べれば禁酒のほうがまだましだとするものがあつたのである⁴³⁾。このようにみれば、1919年 AFL 大会がボルステッド法案の修正（アルコール含有量23%の弱いビールの除外）をもとめて一本化し、大会を1日休んで大挙してワシントンまで陳情に赴いたことは、それなりに評価すべきことであろう。

このように考えるとしても、AFL の公的反対行動が1919年におこなわれたのは遅すぎるといふ批判はできる⁴⁴⁾。というのも禁酒運動は突然に生じたものでないし、1909年には禁酒反対の公然化をわざわざ抑えるという動き（ゴンバーズ＝ステルズル取引）すらあつた。1912年 AFL 大会は、幹部のジョン・B・レノンが禁酒運動にその名を貸したことを攻撃し、全体として禁酒反対の空気の充満していることを印象づけた⁴⁵⁾。だが禁酒運動の歴史の古さは、その将来の動きを過去の延長程度のもものと予測させがちであつたし、例の取引にしても、AFL の最高責任者としてゴンバーズが組織分裂の回避を最優先させたことは、あながち間違つた決定とはいえないであろう。1912年大会の禁酒反対の空気にしても、AFL としての公的な反対の具体的形式を特定したものとは理解しがたい。もちろん AFL の公的反対の遅すぎたことは否定できないが、それこそが、ボストン時代からの労働者意識の多面性をしめすというものであろう。いいかえれば AFL の公的反対がもっと早くても、事態はおそらくそれほど変つていなかったであろう。

↘の存在の意味は大きい (*Ibid.*, p. 289)。

43) Walter Galenson, *The United Brotherhood of Carpenters, The First Hundred Years*, Harvard University Press, 1983, p. 165.

44) Drescher, *op. cit.*, p. 299.

45) *Ibid.*, p. 289. その2年前にゴンバーズはすでにジョン・レノンに批判の手紙を書いている。その要点は、「禁酒を説く個人の権利はあるが、AFL 本部会計職にある者が禁酒団体のアレンジを講演を引き受けるのは困る。レノン氏に講演旅行をまかなう金があつたとは誰も思わない。禁酒運動ができないなら、組合運動をやめたいなどは、組合運動家のいうべきことではない。執行評議会の席上話し合おう」というものである (Samuel Gompers' letter to John B. Lennon, dated the 3rd of June, 1910)。

V AFL と禁酒法修正運動——その撤廃

かくも大騒ぎして成立させた憲法修正と禁酒法だというのに、その発効前夜（1920年1月16日夜）は家庭、酒場、クラブを問わず全国各所で酒との別れの狂騒曲がくりひろげられたというから、国民揃って建前のために本音を捨てた例としては稀有のものであろう。もっともこれは正確でない。当初は政府も国民も、「次世代の至福のために酒を断つ」と決意した以上は禁酒法は守られると信じたというのである。だが禁酒法発効の1時間後に鉄道貨車の薬用アルコール強奪事件が発生したのだから、ギャング時代はもう始まったのだ⁴⁶⁾。問題はギャングが労働組合に触手をのぼしたことであって、ティム・マーフィーはその代表格というべきだが、シカゴの犯罪調査委員会によれば、1932年までにシカゴの労働組合の多くはカボネに支配され、またはゆすられていたという⁴⁷⁾。

ところで AFL もやっと動きだした。大きな図体は始動にひまのかかる例であろうが、その後 AFL は、ほとんど毎年のようにボルステッド法修正の要求を大会で確認している。その骨子は、アルコール含有量 24% の「健康 (wholesome) 飲料」たる弱いビールの製造販売を認めるよう同法を修正すること、またそのためには憲法修正第18条の改正は必要でなく、その適正解釈でたりるというにあった。1932年大会は、アメリカの緊急課題は正気 (sanity) をとり戻すことだとし、いまや前記修正条項の適正解釈ではなく撤廃そのものをもとめた。翌1933年2月憲法修正第21条（禁酒法撤廃）が議会を通過し、3月には各種ビール（ラーガー、エール、ポーター）、ワイン等の販売を認める法律の制定となった。そして各州の批准手続をへた前記21条は、同年12月発効となった。

46) ジョン・H・ライル著、武田昭二郎訳『ライル判事の手記、カボネを捕えろ』（弘文堂、昭和37年）第3章「禁酒法時代はじまる」。

47) John Hutchinson, *The Imperfect Union, A History of Corruption in American Trade Unions*, E. P. Dutton, 1970, p. 116. なお *Ibid.*, pp. 66~68, 88, 110~113, 116~117, 121~122, 142~143 をみよ。組合腐敗の最大原因は禁酒にあったという (*Ibid.*, p. 383)。マーフィーについてはライル前掲書の第4章「州議員くずれの恐喝王」。もう少し広い生活文化の角度からみたダニエル・J・ブアスティン著、新川健三郎訳『アメリカ人——大量消費社会の生活と文化』（河出書房新社、1976年）上巻第8章「サービス機関としての犯罪」もすぐれている。

AFL 自身この成果を、1919年以來のみずからの反対運動によるものと自讃している⁴⁸⁾。

ゴンパーズは AFL 会長として、1919年以後組織の方針を忠実に代弁した。リテラリー・ダイジェスト誌から禁酒について100語のコメントを求められると、ビール・ワインを適用除外する法修正をとなえ⁴⁹⁾、ニューヨーク・タイムズの記事の不正確さを発見すると、自分は単純な禁酒反対論者ではなく、ボルステッド法が憲法修正第18条の誤まった解釈の所産であると主張するものだとして、編集者の注意を促している⁵⁰⁾。

だが禁酒法施行後の実情についてのゴンパーズの気持を率直に伝えたのは、スウェーデン公使館顧問のデ・ラーゲルベルク氏宛のかれの手紙⁵¹⁾であろう。これは、同国で禁酒にかんする国民投票が予定されている状況のもとで同氏がアメリカにおける情報を求めたのにたいして、ゴンパーズが回答したものであるが、その要旨はこうである。すなわち禁酒実験は50年にわたるが、その効果はない。今回の戦時戦後の禁酒立法は猶余期間もなしに実施されたため、既存ストックの横流れ、密造、密輸入がたえず、法外な闇値の酒類売買がおこなわれている。酒好きの労働者はいうまでもなく、節酒家の労働者も禁酒への怒りから、悪質アルコールの摂取量をふやしている。取締官は買収され、また闇酒の売手も買手も法の裏をかくことを自慢の種としている。禁酒が労働能率を高めるというのはウソだ。現実には禁酒はおこなわれていない。禁酒法は労働者に負担をおわせ、雇主と投資家を利する階級立法であると。

48) *American Federation of Labor, History, Encyclopedia, Reference Book*, Vol. II, pp. 306~307; Vol. III, Part II, pp. 1920~1923. なお一般に1920年代は繁栄の10年とされ、そのことと禁酒法時代の法外な価格の闇酒の消費との関係をつい想像したくなるものだが、20年代の労働者はさほど豊かだったわけではないとの主張もある。たとえば Frank Stricker, "Affluence for Whom? —Another Look at Prosperity and the Working Classes in the 1920s", *Labor History*, Vol. 24, Nr. 1, Winter 1983 をみよ。

49) The telegram from W. S. Woods, Literary Digest's Editor to Gompers, dated the 18th of July, 1922; Gompers' telegram to W. S. Woods, dated the 19th of July, 1922.

50) Samuel Gompers' letter to Editor, the New York Times, dated the 7th of June, 1923.

51) Samuel Gompers' letter to Mr. J. de Lagerberg, Counsellor of the Royal Swedish Legation, dated the 29th of June, 1922.

これをみるとゴンバーズの個人的怒りがよくわかるというものだが、そのゴンバーズも禁酒法の撤廃をみることなく世を去った。

VI あとがき

とにかく連邦立法による禁酒騒ぎは終わったわけだが、禁酒運動そのものはお根づよく、たとえば第2次大戦時は欠勤 (absenteeism) 対策としてボルスレッド法型の禁酒法案が議会に提出されたほどである。もっとも AFL は前車の轍をふまず、一貫して反対を怠らなかつた⁵²⁾。それになによりも国民自身が禁酒法時代の経験に懲りていたことがあろう。連邦禁酒の新法は生れなかつたし、またおそらく今後も生れないであろう。

そこで問題は過去の禁酒法騒ぎをどうみるかだが、結論は簡単であろう。禁酒という個人領域の問題について、国民の多数をしめる労働者階級が意見を一致させるはずがなく、いわんやその一部を組織するにすぎない「永遠の少数派」たる AFL が、特定方向に労働者階級を誘導するのはむつかしい。流れをきめるのは多数派であって、少数派の運動の強さやタイミングの問題ではない。結局それは、アメリカという妙に正義漢ぶった国の、初心にすぎた時代における労働運動の宿命であったということになる。

52) *American Federation of Labor, History, Encyclopedia, Reference Book*, Vol. III, Part II, pp. 1923~1925. 第2次大戦時だけでなく、戦後もずっと禁酒勢力が活動を続けている点は驚くほどである。